

議案第22号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

令和3年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告の内容を受けた一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 期末手当の支給月数の改定（第2条第5項の改正規定）

期末手当について、支給月数を0.10月分引き下げる。

(期末手当の支給月数)

支給月	支給月数	
	現 行	改 定 後
6月	1.675月	1.625月
12月	1.675月	1.625月
合 計	3.35月	3.25月

2. 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定に基づき算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された額に、167.5分の10を乗じた額を減じた額とします。